

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

2021年1月12日

2. 回答を行った年月日

2021年1月29日

3. 新事業活動に係る事業の概要

＜事業の流れ＞

EC事業者等が、当社のマッチングプラットフォームに、梱包、検品及び発送代行を委託。

当社は、マッチングプラットフォームに登録する在宅ワーカーに、EC事業者等から委託を受けた梱包、検品及び発送代行を再委託（ECサイトと在宅ワーカーの直接の契約関係はない）。具体的には、以下の3つケースを準備する予定。

（ケース1）梱包・検品のみを在宅ワーカーに委託する

（ケース2）梱包・検品後に当該在宅ワーカーが自宅の一部の部屋又はスペースを区分してEC事業者等に貸し出し、そこにEC事業者等の商品を保管する（保管の主体と責任はEC事業者等）

（ケース3）在宅ワーカーが自宅の一部の部屋又は区分されたスペースの貸し出しのみを行う（保管の主体と責任はEC事業者等）

当社は、物流会社と配送契約を締結。

梱包、検品が完了した商品のうち、ECサイトにおいて販売された商品は、物流会社のドライバーが、在宅ワーカーの自宅に直接集荷に行き、購入者に届ける。なお、発送伝票の貼付と物流会社への商品の引渡しの事務（発送代行）も在宅ワーカーに委託。

＜業務全体の流れ＞

実際の業務の詳細フローは、以下のとおり。

①EC事業者等による商品の製造。

②EC事業者等から、当社のマッチングプラットフォームを通じて繋がった在宅ワーカーの自宅に商品を届ける。このとき、届けられた商品は、そのままEC事業者等における購入者に販売できるものではなく、検品梱包作業が必要なものとして届けられる（ただし、ケース3については検品梱包作業が不要な完成した商品が届けられる）。

③④在宅ワーカーが、自宅で検品梱包作業を行う（ただし、ケース3を除く）。なお、ケース2及び3については、購入者からの注文・発送まで、在宅ワーカーが自宅の一部の部屋又はスペースを区分し、当該スペースをEC事業者等の商品保管のために貸し出す。

⑤EC事業者等に対して購入者から注文があったら、在宅ワーカーが注文先を記入した配送伝票を貼付する。

⑥物流会社が、在宅ワーカーの自宅に集荷に来る。その後、物流会社が購入者に届ける。

＜費用＞

検品梱包料として、EC事業者等から商品1個あたり一定金額を受け取り、手数料を差し引いた上で在宅ワーカーに支払い。

配送料は全国一律で想定。

なお、保管サービスではないため、保管料は設定しない。

4. 確認の求めの内容

- 今回のサービスでは、<事業の流れ>で記載したように、以下の3つのサービスを準備する。
- (ケース1) 梱包・検品のみを在宅ワーカーに委託する
 - (ケース2) 梱包・検品を委託し、その後に当該在宅ワーカーが自宅の一部の部屋又は区分されたスペースをEC事業者等による商品保管のために貸し出す
 - (ケース3) 在宅ワーカーが自宅の一部の部屋又は区分されたスペースの貸し出しのみを行う

このうち、ケース1については、上記の③④の検品梱包作業が完了したあと、EC事業者等から購入者に販売されて物流会社が集荷に来るまでの間、在宅ワーカーの自宅において、梱包後の商品が一時的に滞留する期間が生じる。在宅ワーカーのもとで当該滞留が生じることが、「倉庫業」（倉庫業法第2条第2項）に該当しないことを確認したい。なお、ケース1の一時滞留の間の商品に関する責任は、在宅ワーカーではなく当社が負うこととする。

また、ケース2及び3の場合は、在宅ワーカーの自宅の一部の部屋又は区分されたスペースの貸し出しを行い、そこで商品の保管が行われる。このとき、保管主体及び保管責任の帰属をEC事業者等とし、在宅ワーカーが商品の保管責任を負わないスキームとする予定であるが、これにより、当該保管はEC事業者等から在宅ワーカー又は当社への「寄託」には該当せず、「倉庫業」（倉庫業法第2条第2項）に該当しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

【ケース1について】

●倉庫業から除外される保管行為として、倉庫業法施行令第1条第2号において「特定の物品を製造若しくは加工した後に他人に譲渡する営業又は特定の物品を他人から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の後に当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管」が規定されている。

●また、倉庫業法施行規則等運用方針において、その具体例が以下のとおり示されているところ。

[1] 定義（法第2条）

1 倉庫業の定義（法第2条第2項）

この法律において「倉庫業」とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」と定義しているが、これに該当するにもかかわらず、倉庫業の定義から除外される事業について倉庫業法施行令第1条に規定している。

ここで、「物品の・・・保管を行う営業」とは、当該物品の滅失、毀損を防ぎ、寄託された時点の状態を維持して保管しておくことに対して、対価を得る営業であるが、ある営業行為の一部を取り出してみると「保管」といいう場合でも、全体としてみると、「飼育」「供養」等他の行為であると認められる営業形態は、倉庫業ではない。また、物品でないものの保管も当然倉庫業には当たらない。

イ （省略）

□ 特定の物品を製造若しくは加工した後に他人に譲渡する営業又は特定の物品を他人から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の前後に当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管（令第1条第2号）

製造業等特定の物品を製造又は加工し、他人に譲渡する事業者が、譲渡後も引き続き当該物品の保管を行う場合又はクリーニング業やタイヤ販売交換を行う事業等の特定の物品のみに係る何らかの役務を提供する営業を行う者が、当該営業において現に役務の対象となつた物品について保管を行う場合である。

ここで「当該営業に付隨して自ら行う当該特定の物品の保管」とは、以下の要件を満たすものであって、対価の有無は問わないこととする。なお、（2）～（4）の「当該他の営業」とは、当該特定の物品の保管が伴わないものを除く。

- (1) 特定の物品について製造、加工、洗濯、修理等役務を提供した事業者が自ら保管行為を行うものであること。
- (2) 当該他の営業の役務の対象となった物品を保管するものであること。
- (3) 当該他の営業と同一敷地内において行われる保管であって、専用の施設を設けて行われるものでないこと。
- (4) 当該他の営業に対して従たる程度に行われるものであること。

ハ・ニ (省略)

●照会のあった事項を上記(1)～(4)に照らすと、

- (1) 梱包・検品及び発送伝票の貼付(以下、「梱包等」という。)の役務を提供した在宅ワーカーが、当該梱包等の役務を提供した後、物流会社が集荷に来るまでの間、当該在宅ワーカーが自ら保管するものである。
- (2) 梱包等の役務の対象となった物品を保管するものである。
- (3) 梱包等の役務を提供した場所と同一敷地内で行われる保管であり、専用の施設を設けて行われるものではない。
- (4) 在宅ワーカーに委託する業務内容全体を勘案すると、梱包等の役務を提供した後に物流会社が集荷に来るまでの間、一時的に滞留するものであるため、梱包等の役務の提供に対して従たる程度に行われるものであると考えられる。

●以上のことから、ケース1については、「当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管」要件に合致するものと考えられるため、倉庫業には該当しない。

【ケース2及びケース3について】

●倉庫業法が法令の登録の対象としている倉庫業とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」であり、下記の3つの要件を全て満たすものが対象となる。
①物品の寄託を受けていること。
②物品を倉庫において保管していること。
③上記①及び②を行う営業であること。

●照会のあった事項を上記①～③に照らすと、在宅ワーカーは自宅スペースを貸与するのみでEC事業者等から物品の寄託を受けていないため、①の要件を満たさない。
また、在宅ワーカーはEC事業者等に貸与した自宅スペースにおいてEC事業者等の商品を保管するのみで、倉庫における保管は行わないでの、②の要件も満たさない。
なお、事業者(マッチングプラットフォーム運営会社)についても同様に、EC事業者等から梱包等の委託を受けているのみで物品の寄託を受けていないため、①の要件を満たさず、自ら倉庫における保管も行ないので、②の要件も満たさない。

●以上のことから、ケース2及びケース3については、EC事業者等から在宅ワーカー又は事業者(マッチングプラットフォーム運営会社)への寄託に該当せず、また、倉庫業にも該当しない。